

## 平成27年度第1回胎内市行政改革推進委員会議事要約

- 開催日時：平成27年8月5日（水） 午後1時30分～午後3時50分
- 開催場所：胎内市役所 第2応接室
- 出席委員：天木正史 井上英輔 奥村町子 小野正敏 齋藤熊蔵 鈴木俊一  
富澤佳恵 布川拓男 (敬称略)

### 1 胎内市行政改革推進委員会の議事要約について

- ・第1回の議事録署名委員は、小野委員、鈴木委員を選定する。

### 2 第2次行政改革大綱実施計画の進行管理について

- ・各課から進捗管理表を提出してもらい取りまとめた。
- ・H26実績とH27実施中の取組内容を説明する。
- ・1 市民の視点に立った行政運営の推進 を説明。

委員 5ページの市長への手紙、実際にホームページに載っているのは古い情報のままなのはなぜか。誹謗中傷が多いのか。

委員 載せられない内容が多いのでは。

事務局 市長への手紙を受け取って対応している。ホームページにふさわしい内容かどうかの判断も行っている。

委員 ホームページにふさわしくない内容とは。誹謗中傷なのか。

事務局 誹謗中傷だけではなく特定の個人や団体等、そのままでは掲載できない内容もあると聞いている。

委員 市長への手紙には投稿の際の注意事項がある、受け付けたという事は注意事項をクリアしたものではないのか。

事務局 どういった内容のものを受け付けているかなど、受付の状況を担当に確認して整理して報告したい。

※事務局：総務課に確認。市長への手紙は市民と市長を直接繋ぐ広聴制度として、事業についての問い合わせや質問などが多く寄せられている。また、ホームページ等で「お寄せいただいたご意見、ご提言などは、個人が特定できないように編集したうえで、要旨をこのホームページなどでご紹介させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。」と説明しているため、寄せられた問い合わせや意見がホームページに掲載されるとは限らない。

委員 乙交流館の窓口にも手書きの「市長への手紙」のようなものがある。これについても回答が行われているか。せっかく市民への意見を活用できるシステムがあるの

で有効に活用していただきたい。

委員 2ページの情報公開コーナーの設置、設置は難しいとの見解だが、情報収集等は行っていくのか。

事務局 総合計画策定審議会の議事録などはホームページで随時情報公開している。市民の何割程度がインターネットで閲覧可能かを把握している訳ではないので、コストをかけて情報公開コーナーを設置する必要があるのか、など情報収集は行っていく。

委員 前回の回答でも場所などある程度の設備投資が必要だと聞いた。現状では難しいということで認識している。

委員 市役所では担当課に行けば情報は公開してくれるのか。

事務局 情報公開請求を行えば可能である。

委員 現状維持という事か。

事務局 設置については現状維持である。

委員 3ページの情報発信の推進で、ホームページ作成研修会を2回行っているが参加者はどのくらいか。

事務局 参加者人数は把握していないが、パソコンを置いての研修なので、会場の都合もあり1回当たり20~30人程度の研修である。

委員 6ページの計画策定における市民の参画、各種委員会への参画人数22人、委員会の数に対して少ないように思えるが。

事務局 公募の委員数が22人で、法で定められた委員会数55のうちの数である。

委員 公募していない委員会もあるのか。

事務局 公募委員のない委員会もある。

委員 行政改革推進委員会の公募は何名か。

事務局 3名までと条例で定めてある。

委員 4ページ広報のモニターで、30代と4代のモニターを依頼しているとのことだが、20代のモニターを設けることはできないのか。先日20代と話す機会があったが、市報の事を知らなかった。20代のモニターを依頼できるようなら依頼した方が良い。

事務局 はい。

委員 11、12ページの指標、指定管理者運営施設数と民間委託の導入数は数値が多い方が良いのか少ない方が良いのか。

事務局 現状を示した数字である。

委員 パソコンはどの程度普及してホームページはどのくらい見られているのか。自治会区長もどのくらい見ているか把握していないと思うが、区長等にも使い方を教える研修を行うことを考えるべきでは。

事務局 区長には色々な年齢の方がおり、パソコンを必要としていない方もいる。そういう方に教えるのは難しい。ホームページを見るだけであれば簡単かと思う。ただ、インターネットがどのくらいの普及率かは把握する必要はあると考える。ほぼすべての世帯が普及したのであれば、紙媒体を減らす方法も考えられる。

委員 アンケートを実施すれば良いのでは。

委員 20代であればほとんどパソコンを使えるのではないか。そうすれば20代でも市報

を見てもらえるのでは。

事務局 ホームページにも広報は掲載している。今はスマートフォンが主流だと思われる。  
委員 インターネットの普及率は下がっている。タブレット等携帯端末の普及で家庭の  
回線接続率が下がっている。費用対効果を考えると研修を行うことは非現実的だ。  
委員 区長さんの「なり手」が居ない中で、更に研修を行うのは負担だと思う。

・ 2 健全で効率的な財政基盤の確立 を説明。

委員 19ページの各施設の管理、26年度廃止2件は必然的に廃止になったのでは。

事務局 はい。

委員 所管施設の見直しによる廃止ではなく、新しく施設を整備した結果廃止となった  
施設では。

事務局 新しい施設に移行したことで、実績としては廃止2件となったもの。

委員 13ページ収入確保対策の強化、新たな未納者が出てくる理由は。

事務局 納付書を送付しているが、何らかの理由で支払っていないため。また口座引き落  
としが不能となったため。

委員 払えるけど払わない人と、払えない人などがいる。

事務局 滞納者に対しては、面談により状況を確認し、分割して納付していただくなど滞  
納の整理を行っている。また払う意思が無い場合などは、法的手段である差し押さ  
えも行っている。

委員 滞納は生活困窮者だけではないのか。

事務局 どこからが生活困窮者なのか議論はある。滞納者の状況を確認して判断している。

委員 第3セクターの赤字は市が赤字を補てんしているが、黒字になった場合は市に還  
元するのか。

事務局 補助金などを市から支出している場合は、補助金要綱により補助金返還となるも  
のもある。黒字になった場合の返還義務はない。

委員 赤字の時は補填しているのだから、黒字になった場合は返してもらうことを検討  
するべきでは。

事務局 企業努力で赤字を解消しても黒字だからと返してもらう事は難しい。

委員 全ての場合においてではなく、そういった仕組みがあれば良いと思う。給与実態  
は零細企業などの厳しい状況と比較して考えては。

事務局 現在の3セクの給与実態は高いとは言い難い。3セクも会社として利益を追求す  
るよう指導を継続していく。

委員 新潟製粉、フルーツパーク、胎内高原ハウスで黒字、胎内リゾートで赤字である。

事務局 特に新潟製粉は前年度の米粉用米の買い付け在庫があり、ほとんど原材料購入が  
なく製品を出している状況であった。

・ 3 効率的で質の高い執行体制の整備 を説明。

委員 28ページの出先機関のあり方の見直し、市の業務は委託できる所と委託できない所をはっきり分けて書いたことは市民にとっては良いと思う。委託出来る部分は検討していくという取組みも見え、他の取組内容の記載にも見習ってもらいたい。また、33ページ法令遵守の研修では、36ページ情報セキュリティの部分と内容が重なるようなものがあれば、両方に書いて貰った方が良いと思う。

事務局 情報セキュリティ研修ではパソコンの操作やセキュリティの知識に関するものが多い。内容に法令遵守の部分があれば取組に入れたい。

※事務局：情報セキュリティ研修の内容はセキュリティの知識・対策に関するものである。今後進捗管理表で取組内容が重なるものについては、聞き取り等により確認したい。

委員 31ページ接遇マナーの講習会、窓口業務担当職員とはどの職員を指すのか。

事務局 窓口は受付だけではなく、市民生活課・福祉介護課・こども支援課・税務課など市民の利用の多い業務の担当職員である。

委員 全員が行うべきでは。職員によってはどういう教育を受けたのかわからないような職員もいる。

委員 声を掛けなければ対応してくれない職員もいる。市役所は市の顔でもある。アンケート調査で高い評価を得ていても、本当に対応が良いのか疑問である。

委員 アンケートは総合案内所の担当だけではないのか。

事務局 はい。今回は市民生活課・福祉介護課・こども支援課・税務課が対象である。

委員 他の市役所の対応は良い。そういう所も学んでほしい。

委員 市役所から携帯電話にかかることが多いが、電話に出られなかった場合、統一の番号でどこから電話が来たのか分からない。

事務局 直通電話を使用するなどして対応を考えたい。市の対応としては電話が留守番電話になった場合は必ず名乗り要件を入れること、携帯電話に出なかった場合は電話交換にその旨を伝えて取次ぎをしてもらうことと指導している。

委員 交換を置いている企業や市役所は少ないのでは。

事務局 統一の番号を使っているが、各課弊害があるか検証する必要はある。

委員 交換がある意味は、どこに聞けば良いか分からない人などの利便性のためで、直通ばかりだとたらい回しになる。

委員 29ページ、職場研修の充実で、フォロー体制や係内ミーティングはなぜ100%にならないのか。100%にならないものに対してどういうフォローしているのか。また昇格・昇任に対しては試験等行っているのか。昇格・昇任するためには必要ではないのか。

事務局 フォロー体制や係内ミーティングについては各職場を調査した中で、調査を受けた側が定期的ではないがミーティングを行う、長期休暇などでフォロー体制が確立できなかったなどにより、100%にはならない。ただ100%を目指すべきではあるので、市長からも横の連携を取って業務を行うようにと言われている。

委員 どう取り組むのか、話しているだけでは。

事務局 各課長からも指導している。

- 事務局 職員の評価については、今までは昇格には反映していたが給与には反映していなかった。平成28年度から人事評価制度を実施することになった。
- 委員 職員の昇任・昇格についてを課長会議などで課長全員で評価しないのか。1人の課長の主観が入ってしまうのでは。
- 事務局 可能であれば良いかもしれない。今年度、人事評価制度についての研修を実施している。職員を客観的に評価する練習をする。
- 委員 全職員が納得できるよう、課長会議などで課長全員で評価するべきでは。
- 事務局 例えば総合政策課長が他の課の職員の仕事まで把握して評価するのは現実的ではない。
- 委員 課長・係長の昇格は市長・副市長の判断だけではないのか。
- 事務局 最終決定者は市長である。
- 委員 中間方向と同じように進捗管理表は公表するのか。
- 事務局 公表します。
- 委員 このやり取りも同じか。
- 事務局 議事録として公表する。
- 委員 進捗管理表の説明に対する意見等は管理表に反映するのか。
- 事務局 委員の意見は担当課に伝えるが、判断は担当課に委ねる。

### 3 その他

- ・行政改革推進委員の任期は8月31日まで。
- ・新しい行政改革推進委員については、市で検討し、個別に相談させていただきたい。
- ・7月1日から行いました委員の公募については、募集3名に対し応募者1名。
- ・新しい行政改革推進委員による外部評価委員会は11月頃に開催する予定。

以上